最終更新日：2017年7月7日
東京インキ株式会社
代表取締役社長 大橋淳男
問合せ先：総務部
証券コード：4635
http://www.tokyoink.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社の企業理念は、「暮らしを彩る、暮らしに役立つものづくりで、社会に貢献する。」であります。
この企業理念のもと、企業の透明性を全従業員が守るべき行動規範に掲げるとともに、遵法性の確保、各ステークホルダーへの説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化を行い、経営にあたっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4　株主総会議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳】
現在、当社では、株主総会議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳は行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移に応じて検討を行ってまいります。

【補充原則3－1－2　英語での情報の開示・提供】
現在、当社では、英語での情報の開示・提供は一部に限られております。今後、海外投資家の持株比率の推移や要望等により検討を行ってまいります。

【補充原則4－2－1　業績連動報酬の割合、株式報酬の割合の適切な設定】
当社取締役の報酬は基本報酬と賞与によって構成されております。賞与については当該年度の業績だけでなく、経営計画の対象期間全体での業績等を総合的に評価し、決定しております。今後、取締役会が設置した取締役評価協議会（メンバー：社外取締役、代表取締役、取締役管理部門長）において中長期的な業績連動の方法や株式報酬のあり方について検討してまいります。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役の上限11名の中で、当社の事業内容・業務執行に精通した取締役と、経営管理に識見又は経験を持つ取締役とでバランス良く構成されるよう選任しております。
なお、現在当社の監査役会には、財務・会計等の経験者はおりません。今後、財務・会計に関する適切な知見を有した候補者を選任できるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社は、当社株式の時価総額に対する割合を目安に取引先との関係の維持および強化、資本または業務提携等の目的で株式を取得、保有する方針であります。
また、保有している株式については、四半期毎に投資先企業の経営状況や株価の動向等を、経営会議へ報告することとしており、これをもとに継続保有や売却について判断しております。
当社は、保有株式についてその保有目的ごとに「投資有価証券管理規程」で担当部署を定めております。投資先企業に対する議決権の行使にあたっては、各担当部署が詳細に渡って各社の経営状況や議案の検討を行い、株主価値を毀損しないよう、適切に議決権を行使する手続がとられております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
取締役の競業取引および会社と取締役間の取引を行うことは、取締役会の決議事項となっており、その他の関連当事者取引が行われる場合には、必要に応じて取締役会で承認の可否を決定いたします。
なお、当社では、全取締役および全監査役より毎年度末に関連当事者取引の有無について確認を行っており、現在、関連当事者取引はありません。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1) 経営理念および中期経営計画につきましては、有価証券報告書に掲載しておりますが、今後、当社ウェブサイトからも情報発信を行ってまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、有価証券報告書および本報告書に記載しております。

(3) 役員報酬の決定方針・手続について
［報酬の方針について］
・報酬の構成：現金による基本報酬と賞与から構成されております。
・支給基準：職責の範囲・重さ、前年度の業績、経営計画の進展状況を総合的に勘案し、それぞれの取締役ごとに評価がなされております。
・水準：国内同規模製造業の中位水準を参考としております。
［支給の手続について］
株主総会において報酬総額の承認をいただき、取締役評価協議会において、支給基準に照らした個々の取締役の評価と水準の確認を行い支給を決定しております。

(4) 役員選任(指名)の方針・手続について
[選任の方針について]
・事業および業務の内容に精通して執行の状況を精査した上で方向性を示し監督することができる取締役
・事業動向をより広い視野で高いレベルからチェックしうるような経営管理へ識見または経験を持つ取締役
・会社の業務内容や決算状況などについて十分に理解しながらチェックすることができる取締役および監査役
上記3点を満たし、必要な多様性を保持した取締役会を構成し維持できるよう、個々の取締役・監査役を選任する方針としております。
[選任の手続について]
取締役評価協議会において、対象者を様々な角度から検証し、取締役または監査役の全体の構成も考慮しつつ、候補者を選任し、株主総会で承認をいただく手続となっております。

(5) 当社は、今後新たな取締役・監査役を選任する場合には、その選任の理由を株主総会招集通知に記載いたします。

[補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲]
当社は、「取締役会規程」において取締役会で審議、決定される事項を定めており、その他の重要な経営課題については全ての取締役兼業務執行役員で構成される経営会議に委任しております。また、当社は、執行役員制度を導入しており、全執行役員による執行役員会を設置し、執行状況の確認を行っております。
この体制につきましては、有価証券報告書、本報告書において開示しております。

[原則4－8　独立社外取締役の有効な活用]
当社は、平成29年6月開催の定時株主総会をもって独立社外取締役が2名となり、独立社外取締役は取締役会において適宜必要な発言を行い、当社の経営に対し、助言・監督を行っております。

[原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
当社は、独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準等を加味し、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる独立社外取締役候補者を選定しております。

[補充原則4－11－1　取締役会のバランス・多様性および規模に関する考え方]
当社は、迅速な意思決定を行うため、取締役の員数を11名以内と定款に規定しており、経験、知識、専門性において多様性を考慮した構成としております。さらに、透明性、公正性を確保するため社外取締役を選任するものとしております。

[補充原則4－11－2　取締役・監査役の兼任]
当社の取締役および監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。今後当社の役員が他の上場会社の役員を兼任する場合には、適宜開示いたします。

[補充原則4－11－3　取締役会の実効性分析]
取締役会の実効性については、取締役評価協議会が実施するアンケート等により分析・評価を行ってまいります。なお、結果の開示については、今後検討してまいります。

[補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニング方針]
新任取締役は、証券代行機関が開催する会社法のセミナーに出席しております。
取締役および監査役は、その期待される役割や責務を果たすため、必要な知識や情報を得るために外部セミナー等へ出席し、研鑽を積んでおります。また、当社の事業や組織についての理解を深めるために事業所訪問を実施しております。なお、これらの費用は当社が負担しております。

[原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針]
株主との対話全般については、管理部門担当取締役が統括いたします。株主との対話にあたっては、当該取締役が中心となり、経営企画部、総務部、理財部が情報を共有し、連携のうえ実施いたします。対話において把握された株主の意見等は、適切に取締役会等へ報告いたします。
株主との対話にあたっては、インサイダー情報を適切に管理いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
共同印刷株式会社	2,407,839	8.83
東京インキ取引先持株会	1,612,000	5.91
東京インキ従業員持株会	1,405,325	5.15
有限会社久栄	1,100,000	4.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	1,031,000	3.78
東京海上日動火災保険株式会社	956,686	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	948,000	3.47
株式会社みずほ銀行	668,500	2.45
有限会社大葉志	660,000	2.42
三井住友信託銀行株式会社	622,000	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
榊　由之	他の会社の出身者								△			
梅木　佳則	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

榊　由之	○	榊由之氏は、当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりました。	社外取締役榊由之氏は、当社の取引先である三井化学株式会社の出身であります。同氏は、会社経営に長年に渡って携わられ、豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として、当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席（出席率100%）し、社外取締役として適宜必要な発言を行っております。なお、同氏は、三井化学株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりましたが、退任されてから約10年が経過しており、また、当社と本人の出身会社である三井化学株式会社との取引金額は、当社連結売上高の1%未満（平成29年3月期実績）であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
梅木　佳則	○	―――	社外取締役梅木佳則氏は、第145回定時株主総会において新たに選任されました。同氏は、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、取締役会が決議した内部統制システム構築の基本方針に則り、内部統制システムを構築しております。監査役は、取締役会が決議した基本方針について、監査役会が決定した監査計画に基づく厳格な監査役監査、重要会議への出席などを行っております。
監査役と会計監査人との間においては、監査計画書に基づき、さらに必要に応じ、適宜会合、打合せを行い、適確な監査の実施を確保しております。
また、当社は、代表取締役社長直轄の統制監査部を設置しており、子会社を含めた事業グループ全体の業務執行状況について、手続の妥当性や有効性、および法令・社内規程の遵守といった観点から監査を行っております。監査役と統制監査部は相互の意見交換を行い、監査計画に基づき連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梶山　正義	他の会社の出身者										△			
平瀬　栄治	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶山　正義	○	梶山正義氏は、過去（約2年前）に当社の大株主および取引先である共同印刷株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりました。	社外監査役梶山正義氏は、当社の大株主および取引先である共同印刷株式会社の出身であります。同氏は、各分野において高い見識を有しており、社外監査役として高い監査機能を発揮していただいております。当事業年度に開催された取締役会には17回中17回（出席率100%）、監査役会には18回中18回出席（出席率100%）し、社外監査役として行った監査の報告をし、社外監査役の立場から適宜必要な発言を行っております。なお、同氏は、共同印刷株式会社の業務執行者（取締役）として勤務されておりましたが、退任されてから約2年が経過しており、本人の出身会社である共同印刷株式会社は、金融商品取引法で規定する主要株主ではなく、また当社との取引金額は、当社連結売上高の1%未満（平成29年3月期実績）であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
平瀬　栄治	○	平瀬栄治氏は、過去（約3年前）に当社の取引先である三井化学東セロ株式会社の業務執行者（常務執行役員）として勤務されておりました。	社外監査役平瀬栄治氏は、第145回定時株主総会において新たに選任されました。同氏は、各分野において高い見識を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社の取引先である三井化学東セロ株式会社の業務執行者（常務執行役員）として勤務されておりましたが、退任されてから約3年が経過しており、また当社と本人の出身会社である三井化学東セロ株式会社との取引金額は、当社連結売上高の1%未満（平成29年3月期実績）であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与による処遇を行っており、実施しておりません。なお、2015年6月26日開催の第143回定時株主総会の終結の時をもって取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期における取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額(対象となる役員の員数5名)－133百万円
平成29年3月期における監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額(対象となる役員の員数1名)－12百万円
平成29年3月期における社外役員の報酬等の総額(対象となる役員の員数3名)－30百万円

(注)1.百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の株主総会において報酬限度額の決議をいただき、職責の範囲・重さ、前年度の業績、経営計画の進展状況を総合的に勘案し、取締役会が設置した取締役評価協議会(メンバー:社外取締役、代表取締役社長、取締役管理部門長)において、支給基準に照らした個々の取締役の評価と水準の確認を行い、支給を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、管理部門各部との連携を強化することとし、当面当該使用人はおかないこととしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しております。取締役会は7名(うち社外取締役2名)の取締役で構成されており、取締役会を毎月定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。なお、平成21年4月より、経営の意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、業務執行と経営の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しており、経営環境の変化に迅速に対応すべく、取締役兼務執行役員および監査役による経営会議を開催し、重要な経営課題の検討を行っております。執行役員は、平成29年6月30日現在、取締役との兼務者を含めて12名で、執行役員会を3ヶ月に一度開催し、業務執行の確認を行っております。
法律上の判断が必要な場合には、顧問弁護士に適切な助言を受けております。会計監査については、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、期中を通じて随時監査が実施されております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役3名(うち社外監査役2名)から構成される監査役会を中心として客観的な視点での経営監視および業務執行の監視を実施しております。さらに社外取締役を2名選任しており、期待される独立した立場での監督機能は充分に果たされていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に議案を十分理解していただくため、法に規定する発送日より早期に招集通知を発送す るよう、努めております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社グループ社員が守るべき東京インキグループ行動規範に［わたしたちは、企業の透明性を高めます。］と規定し、当社ホームページに掲載しております。 http://www.tokyoink.co.jp/csr/csr01.html	
IR資料のホームページ掲載	掲載資料：有価証券報告書、決算短信、四半期報告書、中間事業報告書、事業報告書、適時開示資料、株式事務手続き http://www.tokyoink.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部門総務部が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念は、「暮らしを彩る、暮らしに役立つものづくりで、社会に貢献する。」であります。この企業理念のもと、企業の透明性を全従業員が守るべき行動規範に掲げるとともに、遵法性の確保、各ステークホルダーへの説明責任の重視･徹底、迅速かつ適切な情報開示に努めております。 http://www.tokyoink.co.jp/corporate/corp02.html
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	企業理念および当社グループ全社員が守るべき行動規範において、CSRの精神を規定し、取 組んでおります。また当社ホームページへ環境方針等を掲載しております。 URL:http://www.tokyoink.co.jp/csr/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ全社員が守るべき行動規範において、「私たちは、企業の透明性を高めます。」と 規定し、適宜、適切な情報提供に努めております。 http://www.tokyoink.co.jp/csr/csr01.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。なお、平成29年3月27日開催の取締役会において、一部変更を決議しております。

1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からなる代表取締役社長直轄のＣＳＲ協議会を設置　し、グループ全体の内部統制の一元化を図る。
(2) 全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
(3) 定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役全員と監査役全員が出席し、会社の重要事項の決定および重要な報告事項を　報告する。
(4) 取締役執行役員で構成されている経営会議を開催し、経営に関する重要事項および業務執行に関する重要事項の審議を実施する。なお、経　営会議には監査役が出席し、監査役として必要な意見を述べ、取締役に対する監督機能を強化する。
(5) 公益通報者保護規程を制定し、会社業務の執行上の法令違反行為等の報告･相談窓口である「通報窓口」を社内および社外に設置する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録･経営会議議事録を「文書管理規程」に基づいて、保存、管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 全社的なリスクを把握･評価し適切な対応を行うために、ＣＳＲ協議会のもとにリスク管理委員会を設置し、リスクの顕在化およびリスクの発生　時の被害の最小化、再発防止が行える体制の充実を図る。
(2) リスク管理委員会は、社内啓蒙活動を通して、各業務におけるリスク認識の重要性について、周知徹底を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営上の重要事項については、経営会議の事前審議を経て、取締役会に上程し、決定される。
(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織･分掌」および「責任･権限」の明示を行い、それぞれの責任および権限を明確化する。

5．使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
(2) 行動規範を実践するため、およびコンプライアンス活動を推進するためにＣＳＲ協議会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライア　ンス体制を整備する。
(3) コンプライアンス委員会は、全事業所において啓蒙活動を行う。

6．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行い、当社が子会社から定期的に報告を受ける体制を整備し、子会社の役職員の効率的な職　務の執行を図る。
(2) 統制監査部は子会社を含めた当社グループ全体の業務遂行状況の監査を行う。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人をもとめた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。なお、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

8．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 代表取締役社長および取締役は、それぞれ監査役と定期的に会合を持ち、会社の重要事項への取組状況の報告を行う。
(2) 取締役および使用人は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
(3) 監査役は、取締役会･経営会議･ＣＳＲ協議会など社内の重要会議に出席する。
(4) 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社または子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実等を発見したときは、監査役に報告する。
(5) 当社は、当社グループの取締役および使用人からその職務執行に関して重大な法令および定款違反、または会社に重大な損失を与える事　実が発生するおそれがある旨の報告を監査役に行った取締役および使用人に対し、不利益な取扱いをすることを禁止する。

9．監査役の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社は、監査役の職務執行にあたり発生する費用について、当社の定められた手続に基づく監査役からの請求に従い、速やかに前払いまた　は償還する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役会･経営会議･ＣＳＲ協議会など社内の重要会議に出席する。
(2) 監査役は、会計監査人との間および統制監査部との間で、定期的に意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。
(3) 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人から説明をもとめ、それ　に対し取締役および使用人は速やかかつ適切な報告を行う。

11．財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 金融商品取引法の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するためにＣＳＲ協議会のもとに財務報告に係る内部統制委員会を設置し、財務　報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
(2) 統制監査部は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。なお、監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある場合、その対策を講じ　る。

12．反社会的勢力を排除するための体制

⑴ 全ての社員が守るべき行動規範に則り、警察当局や関係機関などと十分に連携し、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社　　会的な個人・団体とは一切関係を持たない。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ全社員が守るべき東京インキグループ行動規範において「私たちは、反社会的な勢力とは一切関係を持ちません。」と規定し、周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

コーポレートガバナンス体制

